

指定障害児通所支援事業者の指定効力の全部停止について

松江市は、児童福祉法の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	株式会社 そろっと(松江市西津田3丁目14-8)
	代表者	代表取締役 石和田 淳
事業所	名称	放課後等デイサービスこぼん(松江市西津田3丁目14-8)
	事業種別	放課後等デイサービス

2 処分年月日

平成31年4月18日

3 処分の内容

指定効力の全部停止6か月

4 効力の停止期間

平成31年5月1日から平成31年10月31日まで

5 処分の理由

人格尊重義務違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第2号)

管理者及び児童指導員から利用児に対しての虐待行為によるもの。

問い合わせ

福祉部 障がい者福祉課

給付・審査係

TEL (0852) 55-5946